



# 金沢市公報

第2563号

平成19年(2007年)9月3日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ	
● 告 示		
○生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	1	○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境保全課) 5
○生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止について (ク)	1	○土地区画整理組合の理事の退任について (区画整理課) 5
○生活保護法の規定に基づく指定医療機関の名称の変更について (ク)	2	○土地区画整理組合の事業計画の変更の認可について (ク)
○生活保護法の規定に基づく医療扶助のための施術を担当させる者の指定について (ク)	2	○土地区画整理組合の定款の変更の認可について (ク) 6
○生活保護法の規定に基づき指定を受けた施術者の施術所の廃止について (ク)	2	○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定について (建築指導課) 7
○兼用工作物の管理の方法を定めたことについて (道路管理課) 2	2	○建築基準法の規定による公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物について (ク) 7
● 公 告		● 公営企業告示
○予防接種を行うことについて (2件) (駅西福祉健康センター) 3	3	○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課) 7
		○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (ク) 8

## 告 示

### ●金沢市告示第223号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成19年9月3日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	指定年月日
まるやま小児科クリニック	金沢市上安原町112-1街区7	平成19年5月7日
医療法人社団 きのしたクリニック	金沢市田上町5街区12番地	平成19年7月1日
もりの里はなの木薬局	金沢市田上第5土地区画整理事業施工地区内5街区11-2番	平成19年7月1日

### ●金沢市告示第224号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から医療機関を廃止する旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成19年9月3日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人社団 きのしたクリニック	金沢市本町1丁目3番38号 メディコ網村ビル3階	平成19年6月30日
近沢医院	金沢市材木町7番10号	平成19年6月15日

## ●金沢市告示第225号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成19年9月3日

金沢市長 山 出 保

変 更 前		変 更 後		変更年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
クスリのアオキ示野薬局	金沢市桜田町1丁目31番地	クスリのアオキ桜田薬局	金沢市桜田町1丁目31番地	平成19年8月1日

## ●金沢市告示第226号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成19年9月3日

金沢市長 山 出 保

施 術 者	施 術 所		指定年月日
	名 称	所 在 地	
大 内 康 弘	おおうち接骨院	金沢市駅西新町1丁目38番地18号	平成19年6月11日
山 田 祐 輔	よつば接骨院	金沢市東長江町い7番地17	平成19年6月27日

## ●金沢市告示第227号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術者から施術所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成19年9月3日

金沢市長 山 出 保

施 術 者 氏 名	施 術 所		廃止年月日
	名 称	所 在 地	
森 川 郁 也	もりかわ接骨院	金沢市北森本町ル17	平成19年7月17日

## ●金沢市告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定により、金沢市長である道路管理者（以下「道路管理者」という。）と石川県知事である河川管理者（以下「河川管理者」という。）との間において、協議により兼用工作物の管理の方法を定めたので、同条第6項の規定により、当該協議の内容を次のとおり告示します。

平成19年9月3日

金沢市長 山 出 保

## 1 兼用工作物

二塚9号専光寺町西線29号と二級河川犀川水系安原川の堤防とが相互に効用を兼ねる部分

## 2 兼用工作物の位置

安原川

左岸 金沢市専光寺町ヨ51番3地先から専光寺町ワ16番1地先まで  
延長 595メートル

## 3 兼用工作物の管理

(1) 兼用工作物の新設(道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。)、改築、維持又は修繕は、道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。))、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。

(2) 兼用工作物の災害復旧は、専ら道路専用施設に係る場合は道路管理者が、専ら道路専用施設以外の部分に係る場合は河川管理者が行う。ただし、特に緊急に災害復旧を行う等の必要があるときは、その都度協議して定めるところにより道路管理者又は河川管理者が行うものとする。

## 4 兼用工作物の管理についての協議

道路管理者又は河川管理者は、兼用工作物の管理を行う場合においては、緊急やむを得ない事情があつて協議することができないときを除き、あらかじめそれぞれ河川管理者又は道路管理者と協議するものとする。

## 5 道路の占用料

道路管理者は、兼用工作物に係る道路の占用で、専ら道路専用施設以外の部分に係るものについては、占用料を徴収しないものとする。

## 6 兼用工作物の管理に要する費用

兼用工作物の管理に要する費用は、道路管理者が行う兼用工作物の管理に要するものについては道路の管理に要する費用を負担すべき者の負担とし、河川管理者が行う兼用工作物の管理に要するものについては堤防の管理に要する費用を負担すべき者の負担とする。

## 7 その他

兼用工作物管理協定の実施に関し必要な細目的事項については、道路管理者と河川管理者とが協議して定める。

## 公 告

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成19年9月3日

金沢市長 山 出 保

## 1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻しん風しん混合 1 期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	平成19年9月3日から 平成20年3月31日まで	別表のとおり
麻しん風しん混合 2 期	5歳以上7歳未満の者であつて小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者		
麻 し ん 1 期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		
麻 し ん 2 期	5歳以上7歳未満の者であつて小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者		
風 し ん 1 期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		
風 し ん 2 期	5歳以上7歳未満の者であつて小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者		

三種混合 (ジフテリア、破傷風及び百日せき)	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		
ジフテリア2期 (ジフテリア及び破傷風)	11歳以上13歳未満の者		
日本脳炎1期	生後36月から生後90月に至るまでの間にある者		
日本脳炎2期	9歳以上13歳未満の者		

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予防接種を行う主たる場所		実施する予防接種の種類
	医療機関名	所在地	
前馬 秀昭	金沢市立病院	金沢市平和町3丁目7番3号	麻しん風しん混合1・2期、 麻しん1・2期、風しん1・ 2期、三種混合、ジフテリア 2期、日本脳炎1・2期
荒井 健哉	荒井内科クリニック	金沢市吉原町ハ20番地	

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成19年9月3日

金沢市長 山 出 保

1 予防接種の種類

急性灰白髄炎

2 予防接種の対象者の範囲

生後3月から生後90月に至るまでの間にある者

3 予防接種を行う期日及び場所

予防接種を行う期日	予防接種を行う主たる場所	
	名 称	所 在 地
平成19年10月1日(月)	金沢市教育プラザ富樫	金沢市富樫3丁目10番1号
平成19年10月4日(木)	粟崎文化センター	金沢市粟崎町1丁目3番地
平成19年10月9日(火)	金沢市駅西福祉健康センター	金沢市西念3丁目4番25号
平成19年10月10日(水)	金沢市教育プラザ富樫	金沢市富樫3丁目10番1号
平成19年10月11日(木)	上若松町会館	金沢市上若松町59番地1
	金沢市額公民館	金沢市額谷3丁目1番地1
平成19年10月12日(金)	石川県立武道館	金沢市小坂町西8番地3
平成19年10月18日(木)	金沢市駅西福祉健康センター	金沢市西念3丁目4番25号
平成19年10月22日(月)	金沢市元町福祉健康センター	金沢市元町1丁目12番12号
平成19年10月24日(水)	金沢市西南部公民館	金沢市西金沢3丁目684番地
平成19年10月26日(金)	金沢市教育プラザ富樫	金沢市富樫3丁目10番1号
平成19年10月29日(月)	金沢市森本公民館	金沢市南森本町チ103番地1
平成19年10月30日(火)	金沢市泉野福祉健康センター	金沢市泉野町6丁目15番5号
平成19年11月1日(木)	金沢市安原公民館	金沢市福増町22街区1番地
平成19年11月5日(月)	金沢市駅西福祉健康センター	金沢市西念3丁目4番25号

## 4 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかに発熱をしている者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分で、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな者
- (4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に登録したので公告します。

平成19年9月3日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	所 在 地	登録年月日
74	Total Maintenance 株式会社	金沢市泉野出町1丁目17番35号	平成19年8月9日
66	株式会社北陸ネオ	富山市黒瀬66番地1	平成19年8月30日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、土地区画整理組合の理事の退任の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成19年9月3日

金沢市長 山 出 保

金沢市田上第五土地区画整理組合  
退任した理事

氏 名	住 所	退任年月日
宮 口 功	金沢市田上町イ60番戊地	平成19年7月31日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成19年9月3日

金沢市長 山 出 保

土地区画整理組合の名称	事業施行期間	施 行 地 区	事務所の所在地	設立認可の年月日	変更認可の年月日
金沢市太陽ヶ丘土地区画整理組合	昭和49年6月1日から平成25年3月31日まで	(施行地区) 金沢市銚子町ル、ヲ、レ、コ、エ、テ、ア、サ及びキ、田上本町ツ、子、ム、ウ、井、ノ、オ、ク及びヤ並びに田上町テ及び元銚子口ヨの全部並びに銚子町ヌ、タ及びユ、田上本町カ、ヨ、タ、レ、ソ、ナ、ラ、マ、ケ、フ及びコ並びに田上町ウ、井、ユ及びメの各一部 (工区) [1工区]	金沢市太陽が丘2丁目1番地	昭和49年5月31日	平成19年8月21日

	<p>金沢市銚子町テの全部並びに銚子町ヌ、ル、タ、コ、エ、サ、キ及びユ並びに田上本町カ及びムの各一部</p> <p>[2工区] 金沢市銚子町ル、ヲ、タ、レ、コ、エ、ア、サ及びキの各一部</p> <p>[3工区] 金沢市銚子町ヌ、ル及びキ、田上本町カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、子、ラ、ム、ウ、井、ノ、オ、ク及びコ並びに田上町ウ、ユ及び元銚子口ヨの各一部</p> <p>[4工区] 金沢市銚子町ル、サ及びキ並びに田上本町ツ、子、ム、ウ、井、ノ及びクの各一部</p> <p>[5工区] 金沢市銚子町ヲ及びサ並びに田上本町子、井、ノ、ク及びヤの各一部</p> <p>[6工区] 金沢市銚子町レ、ア及びサ並びに田上本町ナ、井、ク、ヤ及びマの各一部</p> <p>[7工区] 金沢市田上本町ツ、ナ、オ、ク、フ及びコ並びに田上町井、テ、ユ、メ及び元銚子口ヨの各一部</p> <p>[8工区] 金沢市田上本町ナ、ク、ヤ、ケ及びフの各一部</p> <p>[9工区] 金沢市田上本町ツ、ナ、オ、ク、フ及びコ並びに田上町井、テ、ユ、メ及び元銚子口ヨの各一部</p>			
--	---	--	--	--

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成19年9月3日

金沢市長 山 出 保

土地区画整理組合の名称	事業施行期間	施行地区	事務所の所在地	設立認可の年月日	変更認可の年月日
金沢市田上本町土地区画整理組合	平成9年3月11日から 平成25年3月31日	金沢市田上本町三、四、五、六、七、九、ト、チ、リ及びヌの全部並びに田上本町二、八、ニ、ハ、	金沢市田上本町ヲ103番地	平成9年3月7日	平成19年8月24日

まで	ル、及びソ、田上町イ、レ、ナ、 ラ及びキ並びに錦町一の各一部			
----	-----------------------------------	--	--	--

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告します。

平成19年9月3日

金沢市長 山 出 保

新たに指定した道路の位置等

指定年月日	位置指定申請者	道 路 の 位 置			
		起 点	終 点	幅員(m)	延長(m)
平成19年8月13日	金沢市若草町9番25号 よしの興建株式会社 代表取締役 吉野 精治	金沢市城南2丁目 776番4先	金沢市城南2丁目 778番4先	7.00	29.65

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定による公告認定対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定をしたので、同条第6項の規定により公告します。

なお、当該認定に係る同法第86条第8項の図書を、金沢市役所都市整備局定住促進部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成19年9月3日

金沢市長 山 出 保

一団地の名称	一団地の区域	認定年月日
市営額新町住宅3	金沢市額新町2丁目76番地	平成19年8月21日

## 公 営 企 業 告 示

### ●金沢市公営企業告示第10号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年9月3日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

- 平成19年1月1日から同年6月30日までの原料の平均価格等
  - 1トン当たり液化プロパン平均価格 67,220円
  - 1トン当たり液化ブタン平均価格 68,390円
  - 1トン当たり液化天然ガス平均価格 43,900円
  - 1トン当たり平均原料価格 50,780円（条例第20条の3第2項第1号に規定する算式により算定した金額は、58,760円となるが、同号に規定する50,780円以上の金額となるため、同号の規定により50,780円とする。）
- 原料価格変動額 19,000円  
算式 50,780円（1トン当たり平均原料価格）－ 31,740円（1トン当たり基準平均原料価格）＝ 19,000円（100円未満切捨て）
- 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式 基準単位料金の額＋19,000円（原料価格変動額）／100円×0.095円  
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に18.05円を加算した額になります（小数点第3位以下切捨て）。

- 4 平成19年10月1日から平成20年3月31日までに検針する分に適用される料金表  
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が25立方メートルまでの場合)	620円	205円52銭
B表 (1箇月の使用量が25立方メートルを超え 250立方メートルまでの場合)	900円	194円32銭
C表 (1箇月の使用量が250立方メートルを超える場合)	2,550円	187円72銭

●金沢市公営企業告示第11号

金沢市液化石油ガス供給条例(昭和63年条例第5号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年9月3日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群及び瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成19年1月1日から同年6月30日までの平均原料価格

1トン当たり 50,020円(条例第20条の3第2項第1号に規定する算式により算定した金額は、67,220円となるが、同号アに規定する50,020円以上の金額となるため、同号の規定により50,020円とする。)

- (2) 原料価格変動額 18,700円

算式 50,020円(1トン当たり平均原料価格) - 31,260円(1トン当たり基準平均原料価格) = 18,700円(100円未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 + 18,700円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に38.14円を加算した額になります(小数点第3位以下切捨て)。

- (4) 平成19年10月1日から平成20年3月31日までに検針する分に適用される料金表  
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	370円74銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	361円64銭

2 南森本供給地点群

- (1) 平成19年1月1日から同年6月30日までの平均原料価格

1トン当たり 33,470円(条例第20条の3第2項第1号に規定する算式により算定した金額は、67,220円となるが、同号イに規定する33,470円以上の金額となるため、同号の規定により33,470円とする。)

- (2) 原料価格変動額 12,500円

算式 33,470円(1トン当たり平均原料価格) - 20,920円(1トン当たり基準平均原料価格) = 12,500円(100円未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 + 12,500円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に25.50円を加算した額になります(小数点第3位以下切捨て)



て)。

- (4) 平成19年10月1日から平成20年3月31日までに検針する分に適用される料金表  
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	338円57銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	329円47銭

### 3 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成19年1月1日から同年6月30日までの平均原料価格

1トン当たり 50,160円(条例第20条の3第2項第1号に規定する算式により算定した金額は、67,220円となるが、同号ウに規定する50,160円以上の金額となるため、同号の規定により50,160円とする。)

- (2) 原料価格変動額 18,800円

算式 50,160円(1トン当たり平均原料価格) - 31,350円(1トン当たり基準平均原料価格) = 18,800円(100円未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 + 18,800円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に38.35円を加算した額になります(小数点第3位以下切捨て)。

- (4) 平成19年10月1日から平成20年3月31日までに検針する分に適用される料金表  
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	428円27銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	419円17銭

◎正誤

◎平成19年7月4日付け金沢市公報号外第24号

頁	箇所
3	下から1行目

誤

36項から第38項まで」に改める。

正

36項から第38項まで」に改める。

附則第20条の2第3項中「第36条の5から第37条まで」を「第36条の5、第37条」に改める。

平成19年(2007年)9月3日 印刷  
平成19年(2007年)9月3日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
カネモト印刷(株)